

令和8年度八街市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の排出の状況

(1) 計画区域

八街市全域とする。

(2) 一般廃棄物の排出量

種 類	排 出 量	合 計
可 燃 ご み	16,953 t/年	20,569 t/年
不 燃 ご み	903 t/年	
資 源 ご み	2,500 t/年	
粗大ごみ	47 t/年	
集団回収物	166 t/年	
し尿	1,773 kl/年	14,659 kl/年
浄化槽汚泥	12,886 kl/年	

2 ごみ処理実施計画

(1) 家庭から排出されるごみの収集運搬計画

①計画収集量及び収集方法等

ごみの分別区分	収集運搬主体	計画収集量(t)	収集回数	収集方法 収集方式	搬入先	
もやせるごみ	委託	11,639	週3回	指定袋(乳白色)	八 街 市	
もやせないごみ		128	月1回	指定袋(赤 色)	クリーンセンター	
古 紙		818	月2回	紐等で縛る	民 間 業 者	
カ ン		201	月2回	指定袋(緑 色)	八 街 市	
ビ ン		336	月1回	指定袋(黄 色)	クリーンセンター	
ペットボトル		216	月2回	指定袋(みず色)	民 間 業 者	
プラスチック製 容器包装		611	月3回	指定袋(透 明)	民 間 業 者	
金物・小型家電・ 硬質プラスチック		266	月1回	指定袋(紫 色)	八 街 市 クリーンセンター	
か ん 電 池		16	月1回	指定袋(オレンジ) (ST回収の場合)	ST 拠点	八 街 市
蛍 光 管				紐等で縛る	ST	クリーンセンター
粗 大 ご み	委託	47	月1回	処理券を貼る	戸別	
廃 食 用 油	直営	1	月1回	容器に入れて出す	拠点 民 間 業 者	
インクカートリッジ	直営	1	常設	回収ボックス	拠点	
直接搬入ごみ	個人	2,823	随 時		八 街 市 クリーンセンター	
集 団 回 収	酒八富再資源化 事業部 八街文部	166	不定期	資源回収実施団体が指定する集積所	民 間 業 者	

※注 ST(ステーション)：市が一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物を収集するごみ収集場所

拠点(拠点回収)：①市役所環境保全室、②中央公民館、③スポーツプラザ
④老人福祉センター、⑤南部老人憩いの家、⑥クリーンセンター

かん電池とインクカートリッジは、①②③④のみ

○八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・別表1における「市の施設」とは、八街市クリーンセンター(所在地：千葉県八街市用草500番地)とする。

○直接搬入ごみの処理手数料10kgあたり200円(10kg未満の場合は200円)

②古紙、かん電池及び蛍光管、粗大ごみ戸別収集の地区割り

地区	区 域
A地区	一区、二区、三区、四区、七区、大東区
B地区	朝日、文違、住野、榎戸、泉台、藤の台、喜望の杜、八街榎戸学園台
C地区	五区、富山、大関、西林、夕日丘、真井原、みどり台、希望ヶ丘、ライオンズガーデン
D地区	六区、四木、滝台、山田台、沖、大谷流、小谷流、根古谷、岡田、用草、勢田、吉倉、東吉田、砂、上砂、ガーデンタウン

③粗大ごみ等の収集方法

粗大ごみの各戸収集は、下表のとおり条例の定めるところにより手数料を徴収する。

種 別	手 数 料 (1個につき)
粗大ごみの各戸収集	1,000円

※消費税法等の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合、手数料の変更あり

収集日について、下表のとおりとする。

地区	収 集 日
A地区	第1火曜日
B地区	第2火曜日
C地区	第3火曜日
D地区	第4火曜日

④ごみ収集場所に出された資源ごみの再生利用

一般廃棄物のうち古紙、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物、硬質プラスチック、小型家電については資源物として再生利用を図る。

(2) 事業所から排出されるごみの収集運搬計画

ごみの種類	収集運搬主体	計画収集量 (t)	収集回数	収集方法	搬入先
可燃ごみ	直接搬入 又は 許可業者	3,470	随時		八街市 クリーンセンター
不燃ごみ		8			

処理手数料：10kgあたり300円（10kg未満の場合300円）

事業活動に伴い排出されるごみについては、原則として事業者自らの責任において処理するものとする。

事業者はごみの減量に努め、分別を徹底し、リサイクル業者を活用するなど積極的に再資源化に取り組むこととする。ただし、自ら処理できない場合には、自らまたは法に基づき市が許可をした一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集運搬し、市の処理施設または市が指定する場所で処理するものとする。

(3) 排出抑制の方法

①ごみ発生前の減量化推進

市民には計画的な買い物や過剰包装の辞退等を、また事業者にはごみの発生を極力抑制するような生産、流通、リサイクル等の推進を啓発し、ごみを排出する前段階での減量を推進する。

また、食品等の残さにおいて、食品ロス削減の施策を行う。

②集団回収の推進

町内会、スポーツ少年団、子供会等による資源物の集団回収を奨励、推進することによって、減量化を図る。集団回収で回収できるものは、次のとおりとする。

- 古紙 新聞、ダンボール、内側の白い紙パック、雑誌等
- スチール缶
- アルミ缶

③バイオマスの推進

事業活動に伴い排出されるごみのうち食品残渣や木質残渣については、堆肥化等のリサイクルを推進し、バイオマスの利活用を図る。

(4) 排出後の資源化量

区 分	処 理 方 法	資源化量(t)
古 紙	民間業者に売り払いをし、リサイクルをする。	1, 0 1 7
カ ン	カンについては、八街市クリーンセンターへ搬入後、民間業者による中間処理を経て資源物として売り払いをする。	1 8 7
ビ ン	八街市クリーンセンターへ搬入後、民間業者委託によりリサイクルをする。	3 6 3
ペ ッ ト ボ ト ル	民間業者に売り払いをし、リサイクルをする。	2 3 2
フ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	民間業者へ搬入後、選別・圧縮・梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定法人にて再商品化を行う。	5 5 8
鉄 類 金 物 等	鉄類・金物等については、八街市クリーンセンターへ搬入後、民間業者に売り払いをし、リサイクルをする。	1 6 4
硬 質 フ ラ ス チ ッ ク	硬質プラスチックについては、八街市クリーンセンターへ搬入後、民間業者にて破砕・圧縮を行い、リサイクルをする。	3 0
小 型 家 電 製 品	八街市クリーンセンターへ搬入後、民間業者委託によりリサイクルをする。	8 6
廃 食 用 油	民間業者に売り払いをし、リサイクルをする。	1
イ ン ク カ ー ト リ ッ ジ	民間業者に引き渡し、リサイクルをする。	1
集 団 回 収	八街市と酒八富再資源化事業協同組合八街支部と協定を結び、適正な処理方法によりリサイクルをする。	1 6 6

(5) 最終処分計画

処 分 物	処分方法	処分見込量(t)	処理主体	処 分 先
不燃ごみ	直接埋立	719	直 営	八街市一般廃棄物 最終処分場
焼 却 灰	再生処理 又は 埋立	1,613	委 託	民 間 業 者
焼 却 飛 灰		499		

(6) 市のごみ処理施設の概要

①焼却施設

施 設 名	八街市クリーンセンター
所 在 地	八街市用草500番地
稼 動 年 月	平成14年12月(令和6年3月 基幹的設備改良工事完了)
処 理 方 式	連続運転ストーカ式焼却炉
処 理 能 力	125 t/日

②最終処分場

施 設 名	八街市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	八街市用草字滝ノ谷津地先
埋立開始年月	昭和56年4月
全 体 容 量	405,800 m ³
遮水の方式	底部遮水工

3 し尿及び浄化槽汚泥実施計画

(1) 収集運搬計画

廃棄物の種類	収集運搬主体	計画収集量(kl)	搬 入 先
し 尿	許可業者	1,773	印旛衛生施設管理組合 汚泥再生処理センター
浄化槽汚泥		12,886	

(2) し尿処理施設の概要

施 設 名	印旛衛生施設管理組合 汚泥再生処理センター
所 在 地	佐倉市宮本332番地
稼 動 年 月	平成15年3月
処 理 方 式	汚水処理 高負荷 汚泥処理 脱水乾燥 資源化处理 堆肥化
処 理 能 力	195 t/日